

行政だより

## 産業廃棄物収集運搬車両の一斉調査

広域・悪質・巧妙化している産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、東京都と山梨県が日本道路公団、警視庁及び山梨県警の協力を得て、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を合同で実施しました。

今回の調査は、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通商名「産廃スクラム27」）の取組の一環として行い、産業廃棄物の適正処理を確認していくとともに、不適正処理の恐れのある車両については、関係自治体と連携し、適正な処理を行うよう指導しています。八王子本線料金所においては、東京都環境局自動車公害対策部及び東京都主税局が、ディーゼル車規制の路上調査及び軽油の抜き取り調査を合わせて実施しました。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 実施日時  | 平成16年2月20日（金） 午前10時00～正午  |
| 2 | 調査場所  | 中央自動車道 八王子本線料金所（下り線）<br>中央自動車道 勝沼インターチェンジ   |
| 3 | 実施自治体 | 東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課<br>東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課<br>東京都 環境局 自動車公害対策部 規制課<br>東京都 主税局 課税部 軽油特別調査室<br>山梨県 森林環境部 環境整備課 |
| 4 | 協力機関  | 警視庁 高速道路交通警察隊<br>山梨県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊<br>日本道路公団 東京管理局 八王子管理事務所<br>// 大月管理事務所                                   |
| 5 | 実施結果  | 八王子料金所で18台、勝沼インターチェンジで2台の調査を行なった。そのうち産業廃棄物に関しては、3台に不適正のおそれがあり、後日調査をし、指導を行なった。（次ページ集計表参照）                        |

後日調査の事例

再委託の疑い（2台）

実際の運搬者が、manifestに記載された運搬受託者と異なっていた。

無許可の疑い（1台）

工事の下請会社が、廃棄物を自己運搬として扱っていた。

また、ディーゼル車両には1台に不適正がり、軽油抜き取りは17台調査した。

## 産業廃棄物運搬車両一斉調査集計票

項目		検査場所	高速走路：中央自動車道 八王子本線料金所	高速走路：中央自動車道 勝沼インターチェンジ	
		調査日時		平成16年2月20日 10時0分～12時00分	平成16年2月20日 10時0分～12時00分
調査総数（台）		18	2		
内 訳	産廃関係車両		9	2	
	指導 状況 等	指導文書交付			
		その他指導			
		後日要調査		3	
		排出元返す			
		口頭指導			
	一般廃棄物		4		
	残土車両				
その他（有価物車両）		5			
実施団体（人）		東京都環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 10 東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 8 東京都環境局自動車公害 対策部 規制課 10 東京都主税局 課税部 軽油特別調査室 7 山梨県 2	山梨県 森林環境部 環境整備課 4		
協力機関（人）		日本道路公団 東京管理局 八王子管理事務所 12 警視庁高速道路警察隊 4	山梨県警察本部 交通部 高速道路警察隊 3		
関係者人数計		53	7		
備考			7		

ディーゼル車規制の路上調査（台） 18 （不適 1）

軽油の抜き取り調査 17 抜き取り（後日調査）